

横浜グランドスラム企業表彰ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 令和4年6月16日 経 中 126号（副市長決裁）
最近改正 令和5年6月20日 経 中 116号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「横浜グランドスラム企業表彰実施要綱」第5条第3項に基づき、横浜グランドスラム企業表彰（以下「表彰」という。）に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（ロゴマークの使用目的）

第2条 ロゴマークは、本市が実施する4つの認定・認証制度（横浜型地域貢献企業、よこはまグッドバランス企業、横浜健康経営認証、横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”）において、全ての認定・認証を取得した企業であることや、表彰の持つブランド価値を本市の内外に発信するために使用する。

（使用者の制限）

第3条 ロゴマークの使用ができるもの（以下「使用者」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 表彰を受けた者
- (2) 横浜市
- (3) 前各号のほか、市長が特に認めた者

（使用の条件）

第4条 ロゴマークの使用の条件は次の各号のとおりとする。

- (1) ロゴマークの使用権は、第三者に譲渡又は貸与しないこと。
 - (2) 表彰を受けた者が、本社・本店以外に複数の事業所を有する場合は、4つの認定・認証を受けた事業所での使用に限ること。ただし、本社・本店については、制限なく使用できる。
 - (3) 4つの認定・認証がすべて認定・認証期間内であること。
- 2 前項の使用の条件に規定していない内容又は、前項の使用の条件に疑義が生じた場合は、その都度市長と使用者が協議して使用の可否を決定する。

（使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、使用するデザインについて「横浜グランドスラム企業表彰ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

（調査等）

第6条 市長は、ロゴマークの使用に際し、使用状況その他の事項について使用者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(使用の中止)

第7条 使用者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき又は次の各号に該当するときは、市長は、その使用を中止することができる。この場合において、使用の中止によって使用者又はその関係者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 本市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令もしくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の商品を本市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) その他この要綱に違反したとき又はそのおそれのあるとき

(所管)

第8条 この要綱に関する事務は、経済局中小企業振興課が所管する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、経済局長、政策局長、健康福祉局長及び温暖化対策統括本部長が協議の上で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日より施行する。